

# TOPPERS 活用アイデア・アプリケーション開発コンテスト

## 応募規約

TOPPERS 活用アイデア・アプリケーション開発コンテスト（以下「本コンテスト」といいます）は、NPO 法人 TOPPERS プロジェクト（以下「主催者」といいます）が開催する、TOPPERS プロジェクトの開発成果物に関する活用アイデア、及びアプリケーション開発コンテストです。本コンテストに作品を応募する方（以下、「応募者」といいます）は、本コンテストに応募した時点で、以下の応募規約（以下「本規約」といいます）の全ての記載内容について、同意したものとみなされます。

### 第1条 部門

本コンテストは以下の通り、部門を設定します。

- 活用アイデア部門

TOPPERS プロジェクトの開発成果物を楽しく、便利に活用するアイデア、さらに広く普及させるためのアイデアを募集します。

- アプリケーション部門

TOPPERS プロジェクトの開発成果物を利用した、または、TOPPERS のカーネルを利用される方にとって、楽しく有益なアプリケーションを募集します。

### 第2条 応募作品

本コンテストへの応募作品は、第7条 1)を満たし、かつ応募者自身が独自性のあると判断する作品に限ります。

### 第3条 応募資格

応募者（グループもしくは法人の場合には、その代表者）は、国内に在住している方に限ります。

### 第4条 応募の取消し

応募者が以下の事項に該当する場合、主催者は応募者に予告なく、当該応募を無効とする場合があります。

- 1) 応募資格を満たしていない場合
- 2) 応募内容に不備がある場合
- 3) 応募内容の不備による主催者からの通知に対し、募集期間内に返答がない場合
- 4) その他の理由で、本コンテストへの参加継続が困難であると認められる場合



## 第5条 応募作品の取消し

以下の内容に該当する作品は、本コンテストに応募することができません。これらの作品が応募された場合、主催者は応募者の承諾を得ることなく、当該作品を選考から除外いたします。また、受賞作品に対しては、受賞の取消し及び賞金・副賞の返還を求め場合があります。

- 1) 主催者又は第三者の著作権、商標等の知的財産権、その他の権利を侵害するおそれのある作品
- 2) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある作品
- 3) 主催者又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する作品
- 4) 詐欺等の犯罪に結びつく作品又は結びつくおそれのある作品若しくはこれを誘発する作品
- 5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる作品
- 6) 第三者が嫌悪感を抱く若しくはそのおそれのある作品
- 7) その他法令若しくは公序良俗に反する作品
- 8) 主催者が定めた規約の条件に合致しない作品

## 第6条 応募者の権利

応募作品にかかる著作権その他の知的財産権は、応募者に留保されるものとします。ただし、応募者は第7条に記載のほか、主催者及びその委託先が応募作品を本コンテストの運営に必要な範囲に限り、無償で複製、加工、各種媒体上において利用することを予め承諾していただきます。

## 第7条 応募者が遵守する事項

- 1) 応募者は、応募作品にかかる一切の権利を有することを保証すること。ただし、アプリケーション部門において、既存のソフトウェアをもとに開発した作品を応募する場合、応募者は、主催者と相談の上、応募作品が受賞した場合に第8条を満たすことができると判断されれば良いものとする。
- 2) 20歳未満の方は、必ず親権者の方の同意（本規約の内容を含む）を得たうえで応募すること。
- 3) 応募作品に関し、第三者の知的財産権その他の権利を侵害している、又は侵害している可能性があるとして主催者と第三者との間で紛争が生じた場合、応募者本人が当該紛争を解決し、この場合、主催者が被った損害を賠償すること。
- 4) 主催者が必要と判断した場合、予告なく規約内容を変更する場合があります。この場合、応募する時点において最新の応募規約にしたがって応募すること。
- 5) 応募に必要な費用は、応募者が負担すること。



## 第8条 受賞者が遵守する事項

応募者は、応募作品が受賞した場合には、以下の内容について承諾するものとします。

- 1) アプリケーション部門の受賞作品は、少なくとも本コンテストが開催された日の属する年度の年度末まで、誰でもダウンロード可能な状態にすること。ただし、受賞者の希望があれば、主催者と相談の上、受賞者は、主催者が受賞作品を公開するために用意する環境を利用できる。
- 2) アプリケーション部門の受賞作品のライセンスは、特別な理由のない限り **TOPPERS** ライセンスとすること。ただし、受賞者の希望があれば、主催者と相談の上、受賞作品のライセンスを **TOPPERS** ライセンス以外のオープンソースライセンスにできるものとする。
- 3) 本コンテストが存続し続ける限り、主催者のウェブサイト及び、主催者が開設・運営するウェブサイトにて、アプリケーション部門の受賞作品が公開されるウェブサイトへのリンクを公開することに同意すること。
- 4) 受賞者は、主催者が開催、参加するイベント（展示会）等で、主催者が受賞作品に関する講演、展示を依頼した場合には、可能な限り応じること。
- 5) 受賞者は、受賞作品の発表時に主催者のウェブサイト、各種媒体上において氏名と所属（グループ、法人の場合にはその名称）を公表することに同意すること。ただし、受賞者の希望があれば、主催者と相談の上、氏名をニックネームに変更すること、及び所属を非公開とすることができるものとする。

## 第9条 免責事項

本コンテストへの応募は、応募者の自己責任で行なっていただきます。本コンテストの応募作品について応募者と第三者との間にいかなる紛争が生じた場合においても、応募者本人が当該紛争を解決いただくものとし、主催者はその責任を一切負いません。また、本コンテストへ参加したことによる損害・応募者が発信した情報によって生じた損害についても、主催者はその責任を一切負いません。

2011年6月10日 制定

2011年6月15日 改訂

2012年6月12日 改訂

2013年6月21日 改定

2014年3月26日 改定

